

地方独立行政法人中期計画における運営費負担金等の記述について

○各法人とも、中期計画期間中の「予算」、「収支計画」及び「資金計画」において、運営費負担金の予定金額を記載

○その他の記述は以下のとおり（いずれも「予算」等の注記として記述）

地方独立行政法人名	運営費負担金等の記述
地方独立行政法人 宮城県立こども病院	なし
地方独立行政法人 山形県・酒田市病院機構	建設改良費及び長期借入金等元利償還金に充当される運営費負担金等については、資金助成のための運営費負担金等とする。
地方独立行政法人 大阪府立病院機構	[運営費負担金の算定ルール] 救急医療等の行政的経費及び高度医療等の不採算経費については、地方独立行政法人法の趣旨に沿って定められた基準により決定する。 建設改良費及び長期借入金等元利償還金に充当される運営費負担金等については、料金助成のための運営費負担金等とする。
地方独立行政法人 岡山県精神科医療センター	運営費負担金等については、料金助成のための運営費負担金等とする。
地方独立行政法人 北松中央病院	なし
地方独立行政法人 那覇市立病院	[運営費負担金の操出基準等] 救急医療等の行政的経費及び高度医療等の不採算経費については、「地方独立行政法人法等の施行に係る公営企業型地方独立行政法人の取扱いについて」（平成16年4月1日付け総財公第39号総務省自治財政局公営企業課長通知）の「第1 設立団体が負担すべき経費について」に定められた基準による。 建設改良費及び長期借入金等元利償還金に充当される運営費負担金等については、資本助成のための運営費負担金等とする。